

令和3年度第14回稲敷・龍ヶ崎地方

3組合経営検討幹部会議会議録

と き 令和3年10月5日(火)
午後2時

と ころ 龍ヶ崎地方塵芥処理組合
会議室

1 開 会

2 協議事項

(1) 管理者等会議の協議事項及び役割分担の確認について

(2) その他

3 閉 会

出席者

龍ヶ崎地方塵芥処理組合

小	杉	茂	事務局長
古	手	憲夫	事務局次長
松	本	毅	参事兼施設課長
岡	野	恵之	総務課長補佐

龍ヶ崎地方衛生組合

荒	井	久仁夫	事務局長
杉	山	晃	事務局次長
風	見	光三	参事兼総務課長
木	村	哲	施設課長
浅	野	大樹	総務課主査

稲敷地方広域市町村圏事務組合

澁	谷	明宏	事務局長
斉	田	典祥	事務局次長兼管理課長
坂	本	操	消防長
永	井	貴史	消防次長兼総務課長
根	本	成壽	管理課長補佐
坪	井	智彦	管理課主査兼管理係長

傍聴者

椎	名	貢	江戸崎地方衛生土木組合副参事
---	---	---	----------------

午後 1 時 5 3 分

○風見参事兼総務課長 本日はどうもお疲れ様でございます。

先ほどから話がありますが、塵芥組合の岩橋課長が欠席ということであり
ます。名簿のほうは申し訳ありませんが、各自訂正お願いします。

それでは、ただいまから令和 3 年度第 14 回稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合経営
検討幹部会議を開催いたします。

協議に入る前に資料の確認をいたします。

昨日、メールで送信させていただきました資料です。

まず、本日の会議次第が 1 枚。

そして、出席者の名簿。

資料番号を振っておりませんが、先日の 3 組合経営検討委員会の顛末書
ということで 2 枚組のものがございます。

次に、素案としまして稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合統合・複合化（新組合設
置）計画、こちら冊子ですね。こちらが 1 部。

それから、冊子の新しい概要版がございます。

本日は以上の資料となりますがよろしいでしょうか。

それでは、協議に入りたいと思いますが、ここからの進行は荒井局長に
お願いしたいと思います。

○荒井事務局長 それでは、次第に沿って進めてまいります。

協議事項(1)管理者等会議の協議事項と役割分担の確認についてです。

当日の議題と使用する資料について確認したいと思います。

まず、構成市町村議会等への説明の顛末についてですが、こちらについ
ては、前回の 3 組合経営検討委員会で使用したものと同一資料を使っ
ての説明としたいと思います。担当は衛生組合の方で行いたいと思いま
す。

次に、3 組合経営検討委員会の顛末です。

先週の 3 組合経営検討委員会の中で出された意見につきましては、やは
り統合後の市町村が負担する部分、分担金に関しての質問が多く出てお
りました。

その内容について、顛末として正副管理者へ報告していきたいと思いま
す。

まず、資料の内容について確認をしていきたいと思います。風見課長お
願いします。

○風見参事兼総務課長 それでは、本日の資料であります 3 組合経営検討
委員会の顛末書、こちらをご用意いただきたいと思います。

まず、前半部分は件名、日時、場所、出席者の記載がございます。

次から協議事項の顛末となりまして、まず、(1)の協議次項、構成市町村議会への説明の顛末ということで、こちらは質問のほうはございませんでした。

(2) 稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化(新組合設置)計画(素案)についてということでの説明でしたが、ここでは稲敷市の環境課長からページ内の引用先のリンク、その辺のずれている部分があるので修正お願いしますというご意見がございまして、こちらは、事務局のほうで修正しますと回答しております。

次に、(3)で共通経費の削減についてということでの説明後です。

こちらでは、まず、取手市の政策推進課長のほうから、プロジェクトチームに派遣する市町村職員の人件費の部分で、こちらは組合が負担する場合は、人件費が増えることになるのではないかとというご質問がございました。

これに対しては、プロジェクトチームの人件費の負担は、統合後に設置されることとなることから、その後に協議することとなります。新たな試算が必要になってきますという回答をしております。

また、牛久市の政策企画課長のほうからは、分担金の比較、削減額に対する分担金、市町村別の金額、こちらの部分で、塵芥組合さんの経費も均等に割り振られているように見受けられるがどうなのかというようなご質問がございました。

こちらの回答といたしましては、各組合の総務費をそれぞれの負担割合、それぞれの組合で使用している負担割合で按分しているもので、牛久市さんには塵芥組合分は入っていませんということで回答いたしております。

また、美浦村の企画財政課長のほうから、根本的に今の分担金割合を踏襲する、今現在の各組合の分担金割合を踏襲すると考えてよいのか。資料に計算式を入れてほしいということでご意見がございました。

また、取手市の政策推進課長のほうから再度、議会費・総務費は全市町村が等しく分担するという考えになっていませんか。取手市はし尿しか関わっていないので、単純に按分されてしまうと今まで以上の負担をすることになってしまう。それぞれの組合の経費を詳細に按分する必要があるというようなご意見がございまして、事務局のほうとしては、分担金の割合は、今の割合を踏襲するということをお大前提として、もう一回計算式をきちんとご提示しますと回答しています。

また、美浦村の企画財政課長のほうからは、組合の考え方としては、総務部門を一本化するのだから、何らかの比率を出して割合を一本化したい

のだと思っている。その計算を示していただきたい。また、ある組合の本部が、新組合の本部を兼ねることとした場合の資産の、建物などの維持管理費も考慮する必要があるというご意見がございまして、こちらは、改めてご提示しますと回答しています。

取手市の政策推進課長のほうからは、プロジェクトチームの人件費が総務部門の経費になると、取手市の負担は増えることになるので、その考え方を統合後ではなく現時点からお示しいただきたい。

また、美浦村の企画財政課長から、今の考え方だと取手市の負担が増えるので、絶対に避けなくてはならない。取手市は、プロジェクトチームの人件費を負担しないことを担保しなければならないというご意見をいただいております。

こちらに関しては、可能な範囲でお示ししますという回答としました。

続きまして、協議事項の(4)です。3組合統合の手法、新組合の名称、新組合事務所(事務局・消防本部)の場所についての説明の後は、質問はございません。

次の、(5)のごみ処理の広域化についてに関しても、質問はございませんでした。

また、(6)の今後のスケジュールについても、質問のほうはございませんでした。

その他ということで、何かご意見があればということで伺いましたが、こちらにもご意見のほうはありませんでした。

顛末に関しては以上となります。

○荒井事務局長 ただいま、3組合経営検討委員会の顛末の説明がありました。内容について何かご意見等ありましたらお願いします。

もう分担金の話。

○澁谷事務局長 一本ですね。お金のだけですね。問題は。

○荒井事務局長 それで、計算式、各市町村ごとに出してほしいと言っていましたけど、それは、もう出来ちゃってるんですか。

○坪井主査兼管理係長 まだ、ちょっとまとめてはいないんですけど、あの数字を出したバックデータはあるので、それをもう少し見せ方をどのようにするか考えまして、後は説明文のほうで補足的なものをすれば、今回の算出の意図というのはご理解いただけるのかなと思ってはいるんですけど。

○荒井事務局長 数字も変わらない。

○坪井主査兼管理係長 数字は変わらないです。あくまで今回出した数字

に対しての経過というか過程を。

○荒井事務局長 そこに至るまでのプロセスだよな。

○坪井主査兼管理係長 それをお示しすることを、とりあえずは第1段階として考えています。

○荒井事務局長 算定条件からスタートして。

わかりました。

あとは、その見せ方というところの修正なんですけれど、修正したやつというのは、いつ他の2組合に資料としてもらえますか。

管理者等会議が11日、週明け月曜日っていうことなんですけれど。1回確認はしたいなと思うんですけれど、どういうふうに、こういうふうな考えの下で。

○坪井主査兼管理係長 ワーキングでそこをやらなくていいですかね。

○澁谷事務局長 ワーキングを開かせていただいて、そこで一応了解事項にして、それでここでもう書くかは別としても。

○荒井事務局長 それは時間ないので。

○澁谷事務局長 プロセスなので、数字は変わらないので。こういうふうにやりましたというプロセスのほう、ワーキングで3組合が協議するというので、ワーキングの方に1回集まってもらってどうですかね。

○荒井事務局長 それでいいですか。

○小杉事務局長 はい。

○荒井事務局長 じゃあ、ワーキングでまとめていただいて。

○澁谷事務局長 それで報告すると。

○荒井事務局長 はい。お願いします。

○小杉事務局長 11日までには作って出すっていうことですよな。

○澁谷事務局長 11日には出さないでしょう。管理者会議には。

荒井局長には手持ちで持っていただいて、質問されたらね。

かえって首長さんには、細かい数字のプロセスは見せないほうがいいと思うんですよな。ですから、終わったあたりに、この間の会議だとそれぞれ市町村に報告するかおっしゃっていたので、それに送ればいいんじゃないですかね。確認をして。

そこは、また明日の流れで。

○荒井事務局長 細かいところは当然見ないので、この間出した資料、数字変わらないのならあれで良いと思うんですよな。各市町村ごとにトータルでこれだけいきますよと、そういう資料で良いと思うんですよな。管理者等会議はね。

○澁谷事務局長　そうですね。それで、経営検討委員会の委員さんに、その確認をして、メールか何かで報告して、逆に質問を受けるような形でいいんじゃないですかね。

要は、数字をこういうふうに決めましたってことで、それ見れば納得するかもしれないし。

○荒井事務局長　構成市町村には配るしかないですよね。

○澁谷事務局長　配るしかないですね。要求してましたからね。

○荒井事務局長　そういうことでお願いします。

○澁谷事務局長　じゃあ、荒井局長、稲広のほうでワーキングの日を決めて、その確認をね。

○荒井事務局長　それはお任せします。

○澁谷事務局長　だから、金曜日までにやる必要があると思うので、終わった後にちょっと打合せしてもらって。

お願いします。

○荒井事務局長　では、資料のほうは作成をお願いします。

ただいまの説明のほうは衛生組合の方で行います。

次に、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画（素案）についてです。今回の会議で使用する冊子は、3組合経営検討委員会で説明した統合時の削減効果や、統合の手法、新組合の名称、新組合事務所の場所等の考え方を記載したほぼ完成形に近い形になっております。

また、冊子の概要版についても作成しておりまして、今後の構成市町村議会等への説明の際は、その概要版を使って説明をしていくということになると思います。

それでは、新しい冊子とその概要版について、内容の説明をお願いします。岡野補佐でいいんですか。

○岡野総務課長補佐　冊子のほうで、主に追記、修正したところを説明させていただきます。

細かいところは省略させていただきますが、まず、33ページです。

33ページの下のところは、これまで統合の手法とかを入れていたんですけど、それをちょっと次のページにずらして、ここは（3）新組合の基本理念のイメージ図を追記、新たに追加、作成しています。

そして次のページ、34ページ、35ページに（4）としまして、統合・複合化の具体案として、これまでの資料でありました統合の手法、名称、主たる事務所の場所、そういったものをこの34ページ、35ページに追記しています。

続きまして、ページ飛びまして 63 ページになります。62 と 63 ページになります。62 と 63 ページになりますが、まず、63 ページの新組合議会の構図です。

こちらのほうの常任委員会、上から 2 つ目の四角い囲いですが、こちらのほうを修正させていただきたいと思って、本日の会議で協議をしていただきたいと思います。以前は、常任委員会が総務・消防委員会としていたところですが、総務、組合全般に関することと、消防ですと取手市が入っていないということで、全体に関することだと衛生組合のほうのし尿のほうは 8 市町村に関係するので、こちらのほうを総務・衛生委員会という形のほうで修正の案を提案させていただきます。こちらで 8 市町村すべてに関連する議員さんとなりまして、次のポチからは構成市町村ごとに、消防委員会、水防委員会、一般廃棄物処理委員会という形のほうで整理をしたところでありまして。

また、その下の特別委員会も、今までごみ処理の広域化だけだったのですが、斎場事務の複合化のほうも追記をしています。

この修正に合わせまして、62 ページの 3 のまとめの文章も、若干、以前よりかは修正しているところでありまして。

最後に、63 ページの上の表なんですけど、すいません。こちらのほうが修正漏れでして、第 1 日目にあります 4 つめのポチ、常任委員会が、まだ古いまま、総務・消防委員会とあったので、こちらのほうは、この案でよろしければ、さっきの 4 つの常任委員会っていう形のほうで修正したいと考えております。

続きまして、ページ飛びまして 84 ページ、85 ページになります。

こちらのほうは、これまでの経緯のところでもスケジュールのところを追記しているところでありまして。前のときには、まだ、決まっていなかったところとか日付が入っていなかったところなどを、新たにこちらのほうを追記しているところでありまして。

続きまして、121 ページをお願いいたします。

121 ページの (5) といたしまして、参考資料の中に 3 組合の統合に伴う削減効果額、この計画に基づく取組を行ったときにどうなるか、取組を前提としまして算出したものを参考という形のほうで入れています。こちら、これまでの資料を主に入れていたところですが、121 ページ、122、123 とありまして、124、125 までありますが、124 のところの下、余白にしております。こちらのほうは、先日の構成市町村からの分担金の詳細がわかるようにしてほしいということもあったので、こちらの余白のところにもそういった追記などができればという形のほうで考えています。

最後になります。これは修正ではないんですけれど、127ページの②の要綱になります。付則の一番最後のところがまだ空白、令和3年 月 日というふうに数字が入っていないので、こちらのほう改正した日付のほうを後で追記したいと考えております。

129ページにもありまして、ワーキングのほうの会則です。こちらのほうも付則のところで令和何年何月何日と空白なので、こちらのほうも数字が入れることができれば全体的に揃うのかと考えております。

この修正した冊子に基づいて概要版を作成したところであります。概要版のほうは、事前に見ていただいて修正などをしたのが、本日お配りさせていただいたものになります。概要版の15ページをお願いします。

6番、今後のスケジュールですが、こちらの今後のスケジュールで上から3つ目、3組合ごとに全員協議会を開催というところで、こちらはまだ10月下旬から11月と書いてはいるんですが、冊子のほうだと具体的にそれぞれの組合で全員協議会をやる日程が明記しているので、こちらのほうは揃える意味で後で修正のほうをしたいと考えております。

主に冊子のほうで追記、修正した部分と、概要版の説明については以上となります。

○荒井事務局長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、内容についてご意見等ありましたらお願いいたします。

どうですか。いかがですか。

じゃあ、私のほうからいいですか。

55ページ、本編のほうです。冊子のほうのオ、地域手当のところです。

ちょっと記憶をたどるような話になっちゃうんですけど、地域手当に関する記述で、3行目、龍ヶ崎市の地域手当、指定割合10%、支給割合9%と同じ割合を、塵芥と衛生は適用していますと、一方で稲広組合は、そこから5行目の、職員との給与上の均衡を考慮しというような記述が入っているんですが、これは給与に関しての幹部会議の中では、これではなくてトップダウンで決まったというような話があったと思います。

私は、稲広の前事務局長の話をちょっと記憶にしていたので、それを整理して文章としてこのように作ったと。ただ、実際は違っていて管理者の強い思いで3%に決まったと、で、3%に決まったということに関しては、構成市町村の財政、何委員会でしたっけ。

○澁谷事務局長 これは、一番最初は人事行政委員会なんですけれど、1に行くときはね。0から1に行くときは。1から3は、今おっしゃるとお

り。ですから、中間の大事な、いわゆる衛生さんで言う経営検討委員会は経ずに、逆になっちゃったんですよね、流れは。だから表現難しいですけどね。

○荒井事務局長 少なくとも、ここの記述はなしでいいんですよね。

○澁谷事務局長 なしでいいですね。

○荒井事務局長 そうですよ。考慮しまではいいと思うんだけど。

これ会議録ではどういうふうになってるんだっけ。

やっぱり管理者の思いで、首長さんたちをお願いして出してきた数字が3というようなこと。これ澁谷局長の説明の中で出ていますけれど。

どうまとめましょうこれ。

○澁谷事務局長 本来0のところは、いわゆる反対なんです。0の時から1でも。1だなんていう時も、0だったのを1に上げる時もやっぱり龍ヶ崎市、中山管理者の主導で行ったんですけれど、1にしてもらって。1から3はこのとおりでいいんですけど、要は、この間菅野さんが個人的にはって文書でもちょっとダメですみたいなことを言って、会議の場でもちょっと言ってたような記憶あるんですけれど、要は、4つの市町村も若干温度差はあるんですけれど、基本的に自分の職員たちはもらってないのに稲広の職員、例えばいなほ消防署は、稲敷市役所と消防署、一緒じゃないですか。そこにいて片方は3%、片方は0って職員から言われるらしいんですね。

それで1いただくときも、すぐ上げないよねっていう念押しされて、確か1支給したはず。ところが中山管理者がここは何とか上げてあげたいということで、あったのでこの文面のおりでここはいいと思うんですけれど、令和元年10月16日の幹事会と、同月18日開催の管理者等会議の了承とこの手続き上は。ただ、その前に今の動きがあるわけですよ。なので、この文章も結構いい文章ですよ。

○荒井事務局長 当たり障りない内容にはなっているんですけれど。

○澁谷事務局長 見る人は。ただ、ここのプロセスにはちょっといろんな要素があって、反対の意見があるって、じゃあ私が説明に行きますって、多分前局長は無理ですって管理者には言ったと思うんですね。ちょっと難しいです。事務方では難しいですと。1からそんなに早くは上げないよという内容だったので、自分も直接話してはいないんですけれど、聞いた範囲ではそういう流れだったと、当分上げないと。

あの頃も河内さんとか、0から1の時も反対でしたから、だからそれをぎゅっと絞ってまとめると、現状だけ報告するというのであれば、この

消防署に勤務する職員とそうでない職員との給与上の均衡を考慮しこういう流れが、読む人、またはプロセス知ってる人も納得性ができるのかなって思うんで、どうですかね。稲広の事務と、これ以外ないよね。あとはくどくするだけですよね。

○荒井事務局長 くどくするって。

○澁谷事務局長 難しくしちゃうだけですよね。何か入れると。これを逆に何年何月とかいう数字を抜いて、考慮し管理者等会議の了承を得た上でっていうのはどうですかね。

例えば、これ説明するには何年に1%にし、その後と長くなっちゃうので、だから、今の現状だけ報告するというのであれば、令和元年の会議の時でとこう表記されてますけれど、組合の幹事会及び管理者等会議による了承を得た上でっていうことで、この令和元年10月16日開催をとって、それから、合意もとって、組合幹事会及び管理者等会議による了承を得た上で現行のということであれば内容は伝わるのかなと思うんですけれど、どうでしょうかね。

ですから、給与上の均衡を考慮しまでを生かして、そこから組合幹事会での合意と管理者等会議による了承を得た上でって、要は令和元年10月16日とか、同月18日っていうのをとっていただいて、3%にしたのも組合の幹事会と管理者等会議で決めたんだよっていうのだけを残せば、良いのかなと思うんですけれど。

○荒井事務局長 同月っていうのは元年の10月っていう意味になっちゃうんですね。

○澁谷事務局長 そうですね。

○荒井事務局長 そこで3が決まったの。

○澁谷事務局長 これ3です。1から3に上げる時なんですよ、これは。

長いこと言うと、0から1に、1から3という流れがあるんですよ。最終的に、今3出しているっていうのは、組合幹事会と管理者等会議で決めて、それは理由はこの職員間の均衡を図るということで、現状を話していただいているので、ポイントは全職員一律3%っていう理由もあるし、その後の1%上げると2,340万円になりますよっていうのも必要事項ですもんね。

○荒井事務局長 生かすということであれば、このまま生かしてもいいんですけれど。

○澁谷事務局長 このままでもいいんですけれど、令和元年10月16日開催と同月18日、その日の会議というものを除いていただいたほうがいい。

というのは、0から今までいろいろな会議でずっとやっているの、そのときだけではなくてずっとこの組合幹事会でも何度も議論している、管理者等会議でも話しているっていう意味で、3に決めたのはプロセスとして組合幹事会の合意と管理者等会議の了承であるので、期日を除いて会議を残すというのはどうですか。

○荒井事務局長 結びが、現行の全職員一律3%の支給割合に至っていませんに結んでいるんですよね。現行に至ったときの管理者等会議の時期ってというのは入れておいたほうが良いと思うんですけど。

○澁谷事務局長 わかりました。

○荒井事務局長 幹事会は何度もやっているということなので、特定の日にち10月16日っていう書き方してはいますが、そこはじゃあ削除して、均衡を考慮し、稲広組合幹事会での合意と令和元年10月18日開催の管理者等会議による了承を得た上で、今の原稿の支給割合に至っていますと。

○澁谷事務局長 これならいいですね。間違いじゃないのでいいです。

○荒井事務局長 最終局面になっているので。

○澁谷事務局長 消防長どうですか。

○坂本消防長 そうですね。管理者等会議の了承ってというのはいいと思うんですけど。

○荒井事務局長 間違いない。

○坂本消防長 最終的な決定がそうなので。あとはこの地域手当支給の指定を受けている地域に設置されている消防署どうのこうのと書いてあるじゃないですか。職員との給与上の均衡を考慮してというのは、これは議論されていないんですよね。

○荒井事務局長 そこなんですよ。市町村の職員がこれ見て、読んで、えって思わなければいいんです。

○坂本消防長 ちょっと読んだときに、これはちょっとそういう議論をしていないので、どうなのかなと思ったんですけど。ここの文章抜いちゃったらどうなんですかね。地域手当支給の指定を受けていない地域があるが・・・。

○澁谷事務局長 そしたらずっと抜くしかないよね。その中には地域手当支給の指定を受けていない地域がありで切って、いきなり幹事会の合意と令和元年10月18日開催のっていくか。

○坂本消防長 やっぱこの間のプロセス、経緯は入れないとまずいですかね。

○荒井事務局長 いや、実際議論していなければ、市町村はこんなのやっ

てねえよって逆にさされる可能性があるのです。

○坂本消防長　そうですね。もういきなりなっちゃったもので。

○澁谷事務局長　あの、ここの部分は明らかに水面下の話なんですよね。もう変な話、前の局長とある一定地域の財政課長さんとか。要は、龍ヶ崎市にある消防署は、龍ヶ崎市からもらえばいいじゃないのと、出していないところですよ。出していない地域から言えば龍ヶ崎市にあるものは、龍ヶ崎消防署は龍ヶ崎市にあるんだから龍ヶ崎市からもらえばいいんじゃないのと。うちは1円も出さないよっていうところがずっと始まって折り合いを付けながら来ているので。その時は出ているところと出していないところと一緒に組合職員なので、このやつも議論はしていませんけれども意味合いはそこで来ているんです。それで、今言ったようにそれが何年も前で、極端な話、前の副町長やっていた藤井さんが財政課長の時からの話なので。だから、その時はこういう議論、ただ、いざ出すときになったら均衡上を図るとか、今消防長が言ったようにそういう視点では議論はしていません。

だから、荒井局長がおっしゃるようにこれを見たときに市町村のほうが、一番納得性を持つのはあまり書かないほうがいいのかなと。

○荒井事務局長　そう、あまり装飾しない方がいいと思う。

○澁谷事務局長　だから、今自分が申し上げたとおり、指定を受けていない地域があり、組合幹事会の合意と令和元年で差し支えなければそのほうがあまり書いていない分、指摘されるのも少なくなるっていうのは。

これ、地域手当っていうのは一番、市町村が一番ここ、極端な話ここだけしか見ないかもっていう・・・。

○荒井事務局長　そう、一番関心を持つ項目なので。どういう、議事録のほうにもどういう議論がされているのかっていうのは当然見ていると思いますし、最終的なこの冊子に入れる表現も、やっぱり注目していると思います。

○澁谷事務局長　それで、この頃、令和元年の頃になってくると職員の均衡とかいう議論はしていませんので、あの、3に決めたときはシンプルに組合幹事会の合意で、かつ、最後に管理者等会議で了承されて3にしたっていうことで、その理由が今までお話ししたとおりで、管理者の計らいなので。書きぶりとしては、あまり詳しく書いていただかないほうがいいのかなと。ねえ消防長。

○坂本消防長　はい、そうですね。ここは抜いてもらっちゃった方が、そうすると書きぶりだと思うんですけど、抜いて合意を得たっていうとこ

ろで書いてもらった方が。

○荒井事務局長 あ、あるため以降の表現、この、地域手当支給の指定を受けている地域に設置されている消防署等に勤務する職員とそうでない職員の給与上の均衡を考慮し、これをとりあえず省いてみる。

○澁谷事務局長 はい。

○岡野総務課長補佐 すいません。ちょっと案ですけども、前半1行目からは、衛生と塵芥のほうの龍ヶ崎に準じているっていう話を書いているので、ここでその後の稲広さんの話では、あるための後は龍ヶ崎市の地域手当を適用せず全職員一律3%の支給割合としていますって言えば。

○荒井事務局長 事実だけの表現。

○岡野総務課長補佐 事実。稲広も事実っていうだけで、その経過は省略して事実だけ載せるっていうのもありなのかなと考えるんですけど。

○澁谷事務局長 そのほうがいいな。

○荒井事務局長 それもあるし・・・。

○岡野総務課長補佐 経緯が入ってくると、塵芥も衛生も最初0から市が先行して支給していて、何年かしてから地域手当を追加で、追加っていうか市が3になるとき3にしたそういう細かい経緯になってくると思うので、事実だけをピンポイントでまとめる形のほうが、さっきの市町村のほうからのこの内容での質問とか誤解のある表現にはならないのかなと。

○荒井事務局長 とりあえずここは、1の事実に基づく3組合の職員の給与の検証、検証の中の表現なんだよね。だから、検証の意味合いからするとある程度の、そのプロセスに至るまでの記述をちょっとは入れておかないと、事実だけではどうなのかなっていうのもある。俺が考えたのは、その中には地域手当支給の指定を受けている以外の地域があるがで日付取って、ちょっとこれも無理くりなんだけど、あるが幹事会での合意と令和元年10月18日開催の管理者等会議による了承を得た上で現行の全職員一律3%の支給割合に至っています。もう一回言います。一方で稲広組合は、本部事務所並びに龍ヶ崎消防署及びその出張所については、塵芥組合及び衛生組合と同様に龍ヶ崎市内に位置しているものの、それ以外の消防署等は龍ヶ崎市以外の市町村に設置されており、その中には地域手当支給の指定を受けていない地域があるが、幹事会での、これ合意とありますが協議でもいいですか。

○澁谷事務局長 協議ですね。

○荒井事務局長 幹事会での協議と令和元年10月18日開催の管理者等会議による了承を得た上で現行の支給割合に至っています。

○澁谷事務局長 いいですね。自分はいいです。

○荒井事務局長 岡野さんどうですか。

○岡野総務課長補佐 どこまで書くかっていうところになってくると思うんです。検証で。ここに書いてあるやつ全部検証のところは文言になっているかというところ結構厳しいですね。

○荒井事務局長 まあ、そんなに大げさには考えていないんだけどね。

出るところと出てないところがあるんだけど幹事会での協議、そして管理者等会議で最終的には了承を得て現在の、現行の支給割合に至っています。給与上の均衡っていうのは議論していないので、そこだけは省いちゃう。文章的にはおかしくない、俺は思っているんですけど。どう思います。

○澁谷事務局長 大丈夫です。いいよね。

○坂本消防長 大丈夫です。

○荒井事務局長 岡野さん、今言ったように修正してもらっていいですか。

○岡野総務課長補佐 最後にもう一度だけ確認で言ってもらってよろしいですか。あるがの後ですけど。

○荒井事務局長 あるが、幹事会での協議と

○岡野総務課長補佐 組合幹事会じゃなくて幹事会。

○荒井事務局長 ここは稲広組合幹事会にしますか。

○澁谷事務局長 そうですね。

○岡野総務課長補佐 稲広組合幹事会。

○荒井事務局長 稲広組合幹事会での協議と令和元年10月18日開催の管理者等会議による了承を得た上で現行の全職員一律3%の支給割合に至っています。簡単に言えば均衡を考慮してっていうその部分を取っただけなんですけど。

じゃあそのように修正のほうをすることでお願ひします。

あともう一点、今度は概要版です。

(4) 職員の給与の一番最後のポチのところ。ただし書で始まっているんですよ。これはどこに対するただし書なのかなっていうのがちょっとわからなかったんです。

○小杉事務局長 すいません。9ページでよろしいですか。

○荒井事務局長 9ページの職員の給与、(4)です。この前のポチでは、職員間の格差はその改善に向けて行政改革の取組みを積極的に推進します。で、人事院勧告に基づいて見直しを行います。ただし、ただし書それ以降、分担金で成り立っていることや厳しい現状にある財政状況を踏まえて、行

政改革に徹底して取り組みます。ただしじゃなくてさらにでもいいんじゃない。さらに。

○岡野総務課長補佐 前のほうの残っている文章をそのまま使っているの
で、ただしを削除とか、さらにでも。対応したいと思います。

○荒井事務局長 行革を推進します。また、人事院勧告に基づいて見直し
を行います。つなぎとしては、さらにでいいか。さらに。

○小杉事務局長 はい。

○荒井事務局長 さらにでいいですか。

○澁谷事務局長 はい。

○荒井事務局長 ただしっていうのはちょっと。この概要書のほうではち
よっとながりが悪いかな。じゃあ、さらにで。

私のほうは以上です。

他ありませんか。

○小杉事務局長 特にありません。

○澁谷事務局長 ないです。

○荒井事務局長 それでは次に進みます。

○岡野総務課長補佐 すいません。62、63の修正はこの冊子のとおりでよ
ろしいですか。議会です。

○荒井事務局長 ああ、ごめん。62、63。

○岡野総務課長補佐 常任委員会のところを、前は2つの常任委員会と
しているところを4つの常任委員会という形のほうで。

○荒井事務局長 異議ありません。構成市町村一緒なので。

○小杉事務局長 岡野さん、ごめんね。これでいいです。

○澁谷事務局長 これ会計的などころで、例えば水防は4つの市町村だし、
消防は7だし、塵芥さん3だし、全体の総務と衛生さんが8だから、この
わけしかできないんじゃないですかね逆に。

○荒井事務局長 特別議決の時もね。

○澁谷事務局長 特別議決でも委員会でも、うちは水防特別会計だけは4
つなんですよ。4つ市町村ね。

○坂本消防長 そうですね。

○澁谷事務局長 だから、逆に分けてもらった方がシンプルだし、これで
大丈夫です。とっても細かいこと言えば総数、定数が水防委員会抜けてい
るだけですね。

○岡野総務課長補佐 失礼しました。

○澁谷事務局長 細かいところで、定数丸々人。

- 小杉事務局長 ああ、そうですね。
- 荒井事務局長 それはどこに書いてあるんですか。
- 澁谷事務局長 表ですね。63ページの委員会の表の、本当に細かいところですよ。定数。
- 荒井事務局長 ああ、そうか。
- 岡野総務課長補佐 概要版も同様なので修正します。
- 澁谷事務局長 こういう校正部分は皆で見ましょう。もう一回。
- 荒井事務局長 そうですね。もうちょっとよくね。
- 澁谷事務局長 それで岡野さんでいいですよ。こういうのは皆で見て。
- 荒井事務局長 そうですね。それで、今そういう話出たのでついですが、議事録のほうも最後の結論というか、まとめに至る発言が、きちんところらの概要版とか詳細版の結論に至っている内容と、一致するような議事録の内容、だから漏れがないとかあるとか、その辺もちょっと見てもらえればなと思うんです。
- 澁谷事務局長 はい。そうですね。
- 荒井事務局長 議事録に載ってないのにこっちでまとまっているとかいうことになる、なんだという話になりかねないので、そこはちょっと気を付けたいなと思っています。うちのほうでも、もう一回見直しをやりますから。特にやっぱり議員さん方ですから、議員定数たいして議論していませんけど、地域手当とか給与とか、他に一番関心の高い分担金とかそういったところどういった議論をされてこういうふうなまとめに、結果になったのかとか、議事録とこっちがイコールになっていないとまずいと思うんです。すいません、繰り返しになりますけれど、再確認ということをお願いします。
- 澁谷事務局長 はい。
- 小杉事務局長 はい。
- 荒井事務局長 それで、冊子の案件の説明ですけれど、冊子そのものの内容についての説明、統合の手法、新組合の名称、事務所の場所についての説明、削減効果についての説明と、それぞれ分担して説明のほう行っていきたいと思います。
- それぞれの担当につきましては、冊子の説明は塵芥組合、統合の手法等については衛生組合、経費の削減効果については稲広組合ということで、検討委員会、この間の検討委員会と同じ分担としたいと思いますのでよろしくをお願いします。
- 澁谷事務局長 はい。

○荒井事務局長 次に、ごみ処理の広域化、斎場事務の複合化についてです。

○小杉事務局長 すいません。岡野さんから確認です。

○岡野総務課長補佐 管理者会議の話だと思うんですけど、冊子の説明っていうと前回の管理者会議から変わったところを説明ということ。

○荒井事務局長 それでいいと思います。

○岡野総務課長補佐 中身じゃなくて。

○荒井事務局長 中身じゃなくて、もう変わったところ。

○岡野総務課長補佐 中身はそれで、さっきの手法のところは衛生さん、削減効果は稲広さん。

○荒井事務局長 そうです。

○岡野総務課長補佐 そういったところを追記、修正しましたのみでいいんですか。

○荒井事務局長 そこは、前の会議では出していないので。新たに協議して、新たに今回こういうふうにまとめましたっていう説明をする。冊子の説明っていうのは変わったところだけ。なんだっけ、その前はどしていたんだっけ、どういう内容だったんだっけっていう正副管理者もいるかもしれないけれどね。

○澁谷事務局長 覚えてない人がほとんどだと思う。

○荒井事務局長 それはそれで対応しましょう。

次です。ごみ処理の広域化につきましては、先週の3組合経営検討委員会で説明した内容を基本として、今年度の取組内容についての説明、斎場事務については、稲敷・龍ヶ崎地域の斎場の現状の確認と今年度の取組内容についての説明ということになるかと思います。塵芥組合さんと稲広組合さんのほうでお願いしてよろしいですか。

○小杉事務局長 はい。

○澁谷事務局長 はい。

○荒井事務局長 ありがとうございます。

では、それぞれの組合で説明をお願いします。

次に、その他の案件です。何かございますか。

○風見参事兼総務課長 よろしいですか。

ちょっと資料を追加で配ります。

それでは、今までの流れの繰り返しになってしまう部分もあるかと思いますが、今度の管理者等会議についてということで、1枚資料のほうを作りました。

まず、日時については、令和3年10月11日、来週月曜日です。午後2時から、会場のほうは衛生組合の2階の会議室になります。

協議事項なんですけど、まず、衛生組合のほうの第2回定例会の提出予定案件についての説明と、協議事項の2として衛生組合のほうの公平委員会委員の選任についてという議題がまずございます。

この後に休憩をはさみます。その休憩の間に、稲広さん塵芥さんには部屋のほうに入っていたいただきたいと思います。

協議事項3として、稲敷・龍ヶ崎地方3組合の統合・複合化についてということで、今協議した部分ですね。アといたしまして構成市町村議会等への説明の顛末、イといたしまして3組合経営検討委員会の顛末、ウで稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画（素案）ということで先ほどの冊子の部分ですね。エとしましてごみ処理の広域化、斎場事務の複合化についてという流れで協議のほうしたいと考えております。

出席者につきましては、協議事項1、2、先ほど申しましたが、衛生の部分に関しては衛生の事務局、協議事項3からは衛生組合に加え稲広さん塵芥さんにも入っていたいただきたいと思います。人数については前回と同じくらいです。

○荒井事務局長 前回と一緒に。

○風見参事兼総務課長 じゃあ7月の会議と同じメンバーでお願いしたいと思うんですけど、説明の部分があるのでちょっとその辺は調整があるのかなど。各組合で調整いただきたいと思います。

資料です。協議事項3以降で使用する資料になります。

資料番号3番といたしまして、顛末書、こちらは構成市町村議会への説明の顛末書、こちらが資料の3番。

資料の4番が今日お配りした3組合経営検討委員会の顛末書、こちらが資料の4。

資料の5といたしまして冊子ですね。本編のほうの冊子。

資料の6がこちらの概要版。

資料の7がごみ処理の広域化の資料。

資料の8が斎場事務の複合化についての資料となります。

資料のほうは、一度衛生のほうに一回集めまして、衛生組合のほうから改めてまとめてフォルダに入れて10月8日までにメールで送りたいと思います。

資料に関しては、後で改めて各組合に、私のほうからご連絡させていただきますのでよろしく申し上げます。

それで、出席者分をプリントの上、当日ご持参いただきたいと思います。また、正副管理者分の資料につきましては衛生組合のほうでご用意します。

先ほどちょっと言いましたが、当日の流れとして2時開会で協議事項2まで進みましたら休憩を入れまして、その間に2組合のほうには部屋に入ってください。協議事項2の終了まで1時間弱くらいかかってしまいますので、前回と同様2時45分くらいまでには衛生のほうまで来ていただいて、1階のミーティングルームのほうで待機していただければと思います。

各組合の役割分担については、先ほど、今の会議で協議したとおりの役割でお願いしたいと思います。

管理者会議については以上になりますが、明日、管理者への事前説明ということで午後1時から30分、時間を管理者のほうにいただいております。ここで当日の協議事項、この統合・複合化に係る部分ですが、こちらの内容、進行、その辺の流れと資料についての確認と説明を行いたいと考えております。

出席者ということで各組合2名来ていただけるといいかなということで、例として書きましたけれど、説明される方と局長ですとか、そのような形で各組合2名くらいで、今回お願いできればと思っておりますのでよろしくお願いたします。以上になります。

○荒井事務局長　じゃあ、明日は2名ずつでお願いします。

○澁谷事務局長　わかりました。

○小杉事務局長　はい。

○荒井事務局長　以上で今日の幹部会議、終了となります。

次回の会議は、幹部会議はしばらくありません。11月2日火曜日の午後2時から開催予定の第4回3組合経営検討委員会になります。よろしくお願いたします。

それでは以上で幹部会議を終わります。

午後2時54分